

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

にかほ市

2 構造改革特別区域の名称

にかほ市どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

にかほ市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置等

にかほ市は、秋田県南西部に位置し、北と東側は由利本荘市、南は山形県遊佐町に接しています。

総面積は、240.67平方キロメートルで、南に鳥海山、西に日本海を望む山と海に抱かれた風向明媚なまちです。

鳥海山の山裾が海岸近くまで延び、海岸部の平野部に人口が集中しており、気候は、秋田県内では春の訪れが最も早い温暖な地域として知られ、降雪量も最も少ない地域です。市内を国道7号とJR羽越本線が走り、秋田県南西部の玄関口となっています。空の便は、秋田空港、山形庄内空港までいずれも約1時間とアクセスには比較的恵まれています。

(2) 人口等

人口は、平成22年には31,336人でありましたが、平成25年3月末日現在、人口は27,240人、世帯数は9,544世帯と年々減少傾向にあります。

(3) 歴史・産業・観光等

にかほ市は、象潟町、金浦町、仁賀保町の3町が平成17年10月1日に合併し誕生したまちです。この地域では合併前から「仁賀保地区」として消防やゴミ処理、公共下水道などを共同して運営してきており地域同士の結びつきも深いまちとなっています。

また、2010年農林業センサスの速報値での農家戸数は1,124戸で内専業が153戸、兼業が971戸となっており兼業農家の比率が高く、経営者の平均年齢は62.1歳であります。

直近の農畜産物の主な販売額は、稲作が約19億円で88.1%、畜産物が約6千万円で2.8%、花卉及び畑作は約1.6億円で9.1%、販売総額21億2千万円となっています。

しかし、最近の厳しく先行きが不透明な農業情勢下に加えて、農業従事者の高齢化、後継者不足などにより耕作放棄地などの問題が顕著であります。

また、本市は、TDK（株）を始め電子部品製造業を中心に県内随一の工業地域として順調に発展しており、地元若年者の就労による農業収支を給与で補う形で零細農家も稲作経営を行ってきました。しかし、2.3年前からは円高や工場の海外シフトにより関連中小企業等の人員整理が行われ、特に小規模農家の経営の厳しさが如実に現れてきております。

観光分野において、本市を代表する鳥海山の北西山麓にあるブナ原生林の一带は、森の神秘に満ちた大自然の博物館のような景色が広がり、モンスターのよう奇形化した異様な樹姿のブナ林、また、伏流水による獅子ヶ鼻湿原では「鳥海マリモ」など希少な自然の息づかいが感じられるところです。また、元滝や奈曾の白滝は平成の名水百選にも選ばれています。

また、歴史的には松尾芭蕉の「奥の細道」最北の地・象潟は昔、宮城・松島と並び称される景勝地として有名なところでしたが、1804年の地震による海底の隆起で名勝は失われましたが、水田に点在する島々が当時の面影を残しています。観光施設の白瀬南極探検隊記念館は、本市出身の白瀬陸軍中佐と彼に共感した30人の男たちの南極大陸での壮絶なドラマを記録した施設であり、館内ではオーロラの実写映像を楽しめます。

なお、市内には約20カ所の宿泊施設があり、日本海の海の幸を満喫できる食事処としても好評を得ております。

また、近年では東京都台東区浅草地区との交流事業（農産物の物産展）やグリーンツーリズム事業を通じて東京都港区の小学生たちに農業体験や農家民宿等を楽しんでもらっております。

5 構造改革特別区域計画の意義

にかほ市は、古くから農工一体のまちとして歩んできましたが、最近では人口減少、少子高齢化、地元若年者の雇用創出が一番の課題であります。市内農家は大半が小規模農家であり、本市では農地の流動化とともに農業経営の法人化・農業の担い手の育成を進めている状況であります。

現在は、生産のみでなく「6次産業化」として農業所得の向上と農業に雇用の創出を求める現状であり、そのためには、農業と観光を結びつけて市の活性化を促し、それを行政として支える必要があります。

本構造改革特別区域の認定により、市内での宿泊施設等において濁酒を提供する

ことで新たな宿泊者とリピーターが増えることとなり、販売先の開拓につながることで、ひいては農家の所得向上を期待するものであります。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域法の特例措置による本計画は、高齢化や後継者不足で厳しい状況にある農村を農業の6次産業化を念頭にした活力のある集団に甦る先駆的な事業になることを目標とします。

7 構造改革特別区計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

どぶろく特区は、本市の基幹産業である農業と地域観光資源を一体化し、地域の経済・雇用に対して多大な好影響を及ぼすことを期待できるものであります。また、若年農業者にとって「どぶろく特区」は、新たな事業・やる気を起こさせる事業として地域の活性化につながるものと考えます。

(どぶろく製造取り組み目標)

	平成25年度	平成26年度	平成30年
どぶろく製造件数	0	1	2

(にかほ市を訪れる観光客数目標)

区 分	平成22年度実績	平成26年度	平成30年度
観光客数(年間)	2,100,000人	2,300,000人	2,500,000人
宿泊者数(年間)	65,000人	70,000人	150,000人

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる地域

にかほ市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2の記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このような取り組みは、新たな地場産業と就業の創造となり、農業農村及び観光分野の活性化につながる。さらに新たな特産品開発の第一歩としての位置づけになるものと期待をするものである。

なお、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。